

議第61号

全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加  
及び全国自治宝くじ事務協議会規約の変更に関する協議について

全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について、次のように関係普通地方公共団体と協議する。

平成24年 2月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

- 1 増加させようとする普通地方公共団体名  
熊本市
- 2 全国自治宝くじ事務協議会規約の変更
  - (1) 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。  
第3条第2号中「相模原市」の下に「, 熊本市」を加える。  
第6条中「9人」を「10人」に改める。
  - (2) この規約の変更は、平成24年4月1日から施行する。
  - (3) この規約の変更の施行の日から平成25年3月31日までの間に選任された委員の任期は、全国自治宝くじ事務協議会規約第8条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。

提案理由

全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数を増加させるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する必要があるので提案する。